

施設使用料の見直しについて

施設使用料の見直しにあたっては、集会施設や学校など区内に点在する公共資源のネットワークを生かして、区民と共に地域の様々な課題を解決していくことが重要であることから、集会施設等がネットワークを構成する拠点の一つとして、十分に機能を果たし、且つ、施設利用者のみならず、未利用者も含め広く区民に理解が得られるように検討・見直しを行ってきたところです。

今回、「区立施設マネジメント計画」に基づく取組の検討の中で、令和7年度からコミュニティふらっとの高齢者団体優先枠等を順次見直すこととしました。この取組に合わせて、体育施設についても高齢者の社会参加や健康増進、子どもの体力向上等を目的に減免制度を拡大することとしました。また、施設使用料本体の見直しの結果等についても報告します。

1 集会施設における減免制度

- (1) 高齢者については、「区立施設マネジメント計画（第1期）」第1次実施プランの一部修正のとおり、コミュニティふらっと・ゆうゆう館の双方が、多世代交流を含むさまざまな活動の機会を提供するとともに、より多くの高齢者にとって利用しやすい施設となるよう高齢者団体優先枠等を順次見直す。

項目	現行	見直し後
優先枠の申込み可能枠数（1団体あたり）	月8枠	月10枠
優先枠の申込み可能枠数を超過して利用する場合の使用料の取扱	有料	使用料免除 (枠数上限なし)
団体登録していない他のコミュニティふらっとの空き枠（登録団体の利用抽選後の枠）の利用	不可	可能 (使用料免除)
ゆうゆう館の空き枠（ゆうゆう館登録団体の利用抽選後の枠）の利用	不可	可能 (使用料免除)

※ 優先枠の申込み可能枠数の見直しは令和7年度下半期申込分から実施予定。

その他は令和8年度上半期または下半期申込分から実施予定。

- (2) 子どもの集会施設の利用にあたっては、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組として、集会施設の共有スペースでの自習環境を充実させることや、今後、自習スペースとして空き室の無料開放を試行実施することから、減免措置は行わない。

2 体育施設における減免制度

- (1) 高齢者の社会参加の促進や健康増進を図るため、令和7年10月から、現在平日に限定している高齢者（65歳以上）を対象とした個人利用における使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）減額の時間帯を土日祝日問わず終日に拡充する。

施設種別	現行	見直し後
温水プール	平日の午後2時までに入場した場合、1時間あたり250円を130円	平日、土日祝日を問わず終日、1時間あたり130円
トレーニングルーム	平日の正午までに入場した場合、1回あたり500円を250円	平日、土日祝日を問わず終日、1回あたり250円

- (2) 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の検討の中で、子どもから体育館の一般使用の利用料を無料にしてほしい等の意見が寄せられたことを踏まえるとともに、低下傾向にあると言われている子どもの体力向上を図るため、令和8年度に体育施設の一般使用の使用料等を無料とする。また、無料の対象となる「小人料金」の範囲を高校生相当年齢まで拡大する（ただし、夏季期間の屋内（温水）、屋外プールを除く。）。

利用区分	現行	見直し後
一般使用 (個人利用)	小・中学生、1回又は1時間あたり 100円～130円	小・中学生、高校生相当は無料 ※夏季期間(7月～9月)の屋内(温水)、屋外プールを除く。

3 施設使用料の見直しの方向性

今年度の検討においては、施設利用者と未利用者との負担の公平性の確保や受益者負担の適正化の観点から、令和2年に見直した直近決算数値に基づく現在の算出方法による検証を行ったところ、平均して集会施設は現行使用料の約40%の単価増、体育施設は約0～70%の単価増が見込まれた。加えて、施設利用者への影響に配慮し、軽減措置の導入等を検討したものの、現行使用料と同額又は増額という結果となった。

そのため、施設使用料については、現下の物価高騰等の社会状況を踏まえ、現行の使用料を据え置くこととし、令和8年度以降の見直しに向けて、引き続き検討を行うこととする。